

「研究倫理」（研究者が理解し、身に着けておくべき心得）について

本学において研究活動を行うときは学生の皆さんも一人の研究者として研究倫理を守らなければなりません。

不正行為は、いかなる理由によっても認められません。

もし不正行為を行えば、皆さん自身のみならず、國學院大學の信頼をも揺るがすことになります。

國學院大學研究活動に関する行動規範

（一部抜粋）

（宣言）

國學院大學（以下「本学」という。）は、建学の精神と本学の名誉を重んじ、日本の伝統・文化の継承と創造的発展をはかるとともに、大学の使命の1つである研究に積極的に取り組み、研究活動の活性化を図ることにより研究の進展に寄与し、その成果を社会に還元することを推進する。

（目的）

本行動規範は、上記の宣言のもと、研究に関わる全ての者が研究活動を適切に行うことを目的として定めるものである。

I 研究者の責務

（研究者の基本的責務）

- (1) 研究者は、研鑽に努め、科学的な探究に最善を尽くす。
- (2) 研究者は、研究が社会からの信頼と期待の上に成り立つことを自覚する。
- (3) 研究者は、研究の実施、研究費の使用及び事務手続きにあたって、法令や関係規則を遵守する。
- (4) 研究者は、研究において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

（公正な研究活動）

- (5) 研究者は、研究成果を公表することにより、その成果の社会的な認知を受ける。
- (6) 研究者は、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正を為さず、また加担しない。

もっと日本を。もっと世界へ。



KOKUGAKULIN Univ.

國學院大學

1. 研究活動における不正行為とは

「不正行為」の典型例は、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果などの捏造（ねつぞう）、改ざん及び盗用です。



研究活動において、存在しないデータ
研究成果等を作成すること



研究活動において、研究資料または過程を変更
する操作を行い、データまたは研究活動によっ
て得られた結果などを真正でないものに加工す
ること



研究活動において、他人のアイデア、分析・
解析方法、データ、研究結果、論文または用語
をその人の了解又は適切な表示なく勝手に使用
すること

上記のほかに、國學院大學では次の3つについても不正行為として定めています。

■研究データの保存の懈怠^{けたい}

研究に関する資料などの適切な保存を怠ることをいいます。発表した研究成果に対して、不正の疑念が持たれた場合に、その疑念を晴らすことができるように、成果の根拠となった資料などは、しっかりと保存しておきましょう。

「研究データ」とは、研究活動において使用したもののうち、公表した研究成果に関するものであり、かつ、研究者が自らの研究成果の第三者による検証可能性を確保するために必要とされる文書、数値データ、画像等の「資料」や、実験試料、標本等の「試料」のことをいいます。

「研究データ」は、研究成果の第三者による検証可能性を確保する必要が生じたときに利用できるように、適切に保存しておきましょう。

■二重投稿

同一内容の論文をすでに公表した紀要（大学などの教育機関で発行する学術雑誌等）、雑誌又は書籍等とは異なるところに発表することをいいます。ただし、再録である旨を明確に表示したうえで公表することを除きます。

■ 不適切なオーサーシップ

論文の作成になんらか関与又は貢献していない者が、執筆者又は共同執筆者として名前を連ねることは許されません。逆に、論文の作成に関与又は貢献した者が、執筆者又は共同執筆者として名前を連ねないことも、許されません。

■ 「盗用」を疑われないために：引用に関する2つのポイント

人文・社会学系の研究で、一番多いといわれている不正行為は盗用です。何らかの情報源から得た情報を論文やリポートなどに記載するときは、正しい引用のしかたを用いて、「盗用」したと疑われないようにしましょう。

ポイント① 引用部分をはっきりさせましょう

引用部分が短い場合には、「 」(かぎっこ)の中に入れます。長い場合には、引用部分全体を改行したうえで1字分ないし2字分インデント(字下げ)をし、本文とは区別をつけて扱います。また、他人の議論を要約して引用する場合には、「○○によれば、」といった引用部分を示す言葉を必ずつけて、あたかも自分の意見であるかのような誤解を他人に与えないようにしましょう。

ポイント② 引用をしたら元の文献を示す必要があります

引用についての2番目のポイントは、引用をした元の文献を示すことです。これを出典指示といいます。作成したりポートなどの「本文のどの部分」が、「参考にした文献のどの部分」の引用であるかがわかるような形で示すことが必要です。著者の名前、論文や本の正確なタイトル、公表された年、本であれば出版社名などを正確に書く必要があります。

※引用のしかた、特に出典指示の方法には、研究分野ごとに様々な方法があります。学生の皆さんは講義や演習での先生からの指示をよく聞き、自分が専門とする分野で使われている方法を身に付けてください。

2. 研究活動における守秘義務について

研究活動における守秘義務とは、研究調査の対象である方から得た個人情報や、公開されないことを前提として調査対象者から提供頂いた情報を公開しないことをいいます。

なお、個人情報とは、氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものを指します。特に研究のためのアンケート調査等で要配慮個人情報(※)を取り扱う場合は、必ず本人の同意が必要です。

※要配慮個人情報とは、例えば人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪の経歴・犯罪により害を被った事実・身体障害・知的障害・精神障害、健康診断その他の検査の結果、遺伝子検査結果等のゲノム情報等のことを指します。

3. 国内で起きた最近の研究不正事例について

東京大学 「東京大学分子細胞生物学研究所教員による研究活動上の不正行為（捏造・改ざん）」について

第1報（平成29年8月1日付）<http://www.u-tokyo.ac.jp/content/400066114.pdf>

続報（平成29年12月25日付）<http://www.u-tokyo.ac.jp/content/400072579.pdf>

参考（NHKスペシャル「追跡 東大研究不正」<https://www6.nhk.or.jp/special/detail/index.html?aid=20171210>

医学系研究科5教授及び分子細胞生物学研究所1教授の論文22報において、データの捏造・改ざんの疑いがあるとの匿名の申立て（平成28年8月、9月）があり、東京大学の調査委員会は平成28年10月13日に調査を開始した。申し立て者の指摘事項以外にも、調査の過程で「捏造」「改ざん」の疑いが生じた場合はその調査も行った結果、最終的に平成29年5月31日に不正行為の有無の認定を確定し、分子細胞生物学研究所の2名の研究者が、論文5報（16図）において不正行為を行ったと平成29年8月1日付で大学ホームページにて発表した。

京都大学 「iPS細胞研究所における研究活動上の不正行為（捏造・改ざん）」について

http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/events_news/office/kenkyu-suishin/kenkyu-suishin/news/2017/180122_1.html

上記研究所所属の助教が発表した論文について、信憑性に疑義があるとの情報が寄せられたことから調査を行ったところ、論文を構成する主要な図6個すべて、また補足図6個中5個において捏造と改ざんが認められた。これらの捏造または改ざん箇所多くは、論文の根幹をなす部分において論文の主張にとって重要なポイントで有利な方向に操作されており、論文の結論に大きな影響を与えていると認められた。また、論文の図作成過程において、正しい計算方法に基づき正しい数値を入力するという基本事項が徹底されていなかった。（平成30年1月22日付 上記京都大学ホームページより一部抜粋・要約）

4. 研究者としての意識を高めるために（参考となる資料等）

1) 文部科学省ガイドライン

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

（平成26年8月26日文部科学大臣決定）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

2) 日本学術会議

科学研究における健全性の向上について

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-k150306.pdf>

國學院大學では「行動規範」の他に「國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程」を定め不正行為の防止に取り組んでいます